

◆奨学金の返還促進について

本機構は、現在、約一〇〇万人の学生等に奨学金を貸与しています。

全学生等に占める本機構奨学生の割合は、平成一六年度実績で次のとおりです。

大学部生及び短大生	一三・三％（四・三人に一人）
大学院生	三九・六％（二・五人に一人）
高等専門学校	一一・八％（八・五人に一人）
専修学校	一五・八％（六・三人に一人）

これまでの奨学生は累計で、日本育英会当時貸与した奨学生を含め約七四五万人にのぼり、教育の機会均等及び人材の育成に大きく貢献してきました。

一方、本機構の奨学金は、貸与が終了した後には返還することが原則であります。そしてその返還金は、次の奨学生の奨学金の財源の一部となります。平成一七年度の奨学金貸与事業予算は、第一種奨学金・第二種奨学金合わせて七四一九億円ですが、その財源のうち元奨学生からの返還金の金額と、

財源全体に占めるその割合は、貸与種別に次のとおりです。

第一種奨学金	一六二六億円（六四・〇％）
第二種奨学金	四〇八億円（八・四％）

奨学金の返還状況を見ると、平成一六年度中に返還すべき額二二九七億円に対して五〇七億円が未返還となっております。また、延滞人数は約二五万人にのぼるなど、憂慮すべき状況にあります。新規返還者からの返還率は前年度に比べ上昇しているものの、延滞者からの返還率は低下しております。（「大学と学生」平成一七年第一九号参照）

このような状況を踏まえ、本機構では返還の促進に積極的に取り組んでいます。病気、失業、災害等により返還が困難な場合には、願い出により返還期限の猶予を認めることができることとなっておりますので、返還金回収の対象となるのは猶予案件以外のものです。

返還金の確実な回収のためには、延滞の防止及び延滞の長期化を防ぐことが大切であるため、以下のような方策を実施しております。

- ①自動口座振替制度（口座振替による返還）への加入を徹底
未加入者に対しては、自動口座振替制度への加入督促書の送付と外部委託による電話での加入督促を実施しています。（平成一六年度督促電話件数 約四万件）

- ②口座振替不能者への電話督促と督促書の送付
外部委託による電話督促について、平成一五年度までは、振替不能一〜二回目の者を対象としていましたが、平成一六年度からは一〜六回目に拡大して実施しています。（平成一六年度督促電話件数 約六七万件）

- ③連帯保証人、保証人に対する督促の早期化
従来は、延滞一年後に連帯保証人・保証人に督促していましたが、平成一七年度からは、延滞二カ月で連帯保証人に督促、延滞五カ月で保証人に督促しています。

- ④奨学生に対する返還意識の高揚
各学校において開催される「募集説明会」や「返還説明会」で返還の重要性を指導して頂くなど、学校の協力を得て、在学中から返還意識を高めるように努めています。

しかし、既に延滞に入っている一年以上の延滞者の中で、再々の督促にもかかわらず応答がない場合があるのも現状です。このため、返還能力があると思われる者のうち文書及び電話等の督促方法では回収の見込めないものに対して、返還者全体のモラルハザードを防止する意味でも、更なる回収措置を講ずる必要がある場合もあります。本年度においては、法的措置による返還促進の一環として、支払督促申立予告を約四〇〇〇人を対象として行うこととしております（平成一五年度は四六二人）。法的措置は、延滞者の対応に応じて、支払督促申立等の措置を経て、最終的には強制執行へと段階的に進んでいくこととなります。

返還を滞ったまま人生を送るのは、返還者の精神面の陰りともなりますので本人にとっても決して幸せなことではありません。本機構では、以上のような督促に訴えるまでもなく、奨学金の貸与を終了した人が、奨学金返還の意義及び重要性を認識して、滞りなく奨学金の返還を履行するよう期待しております。